

## 林業機械の公道走行に当たって（大型特殊免許取得方法等）

### ▶ ハーベスタ、フォワーダ等の林業機械で公道を走行するためには条件があります。

1. 林業機械が国土交通省が定める道路運送車両の保安基準を満たす必要があります（詳細は国土交通省にお尋ねください）。
2. 1を満たす林業機械を公道で運転するためには、車体の大きさ等に応じた運転免許を取得する必要があります。
  - ・車体の大きさが、長さ4.70m以下&幅1.70m以下&高さ2.00m以下かつ、時速15km以下の構造のもの  
→小型特殊自動車に分類され、普通自動車免許を保有していれば運転可能
  - ・上記のいずれかの基準を超えるもの（林業機械の多くがこちらに該当）  
→大型特殊自動車に分類され、**大型特殊自動車免許を取得する必要あり**

### ▶ 大型特殊自動車免許を取得する場合、下記の2つの取得方法があります（※1）。

#### 取得方法①

指定自動車教習所で技能教習を受け、技能検定に合格することで取得

#### 教習所に入校

- ・教習料金は各指定自動車教習所により異なりますが、**概ね10~13万円程度**のところが多く見られます。

#### 技能教習受講

- ・教習所では、技能教習6時限のみの受講となり、学科教習は不要です。技能検定の受検を含め、**最短3日間で修了することが可能**です。

#### 適性試験受験など

- ・運転免許試験場では、視力等の適性試験のみを受験することとなります。
- ・その際、運転免許試験手数料（1,750円）及び免許証交付手数料（2,050円）の納付が必要となります（※2）。

#### 取得方法②

運転免許試験場で技能試験を受験し、合格することで取得

#### 運転免許試験場にて受験

- ・運転免許試験場において技能試験を受験・合格した上で、視力等の適性試験を受験することとなります。
- ・その際、運転免許試験手数料（2,600円）、試験車手数料（1,450円）及び免許証交付手数料（2,050円）の納付が必要となります（※2）。

免許取得

（※1）大型・中型・準中型・普通のいずれかの第一種免許ないし大型・中型・普通のいずれかの第二種免許を現に保有している場合です。（※2）手数料は標準額です。